

別表  
第1表（交通費）

旅費の種類	支給の対象	金額
交通費	出張にあつては勤務地から用務地、赴任にあつては旧住居から新住居への旅行について、当該旅行の路程に応じた次の旅客運賃等	
鉄道賃	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 その乗車に要する運賃</li> <li>2 急行料金を徴する列車を運行する線路による旅行の場合には、1に規定するもののほか、急行料金</li> <li>3 役員又は部局長が特別車両料金を徴する客車を運行する線路による旅行をする場合には、1及び2に規定するもののほか、特別車両料金</li> <li>4 座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合には、1から3までに規定するもののほか、座席指定料金</li> </ol>	旅客運賃等の実額
バス賃	その乗車に要する運賃	
船賃	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 その乗船に要する運賃(①運賃の等級を3階級に区分する船舶による旅行の場合には、役員及び部局長にあつては上級の運賃、職員にあつては中級の運賃及びその他(第2表及び第3表のその他の区分に該当する者をいう。以下本表において同じ。)にあつては下級の運賃、②運賃の等級を2階級に区分する船舶による旅行の場合には、役員及び部局長にあつては上級の運賃並びに職員及びその他の場合にあつては下級の運賃)</li> <li>2 業務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合、現に支払った寝台料金</li> <li>3 役員又は部局長が特別船室料金を徴する船舶を運行する航路による旅行をする場合には、1及び2に規定するもののほか、特別船室料金</li> <li>4 座席指定料金を徴する船舶を運行する航路による旅行の場合には、1から3までに規定するもののほか、座席指定料金</li> </ol>	
航空賃	<p>内国旅行 航空機の利用に要する旅客運賃</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>外国旅行</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 運賃の等級を3以上の階級に区分する航空路による旅行の場合には、総長にあつては最上級の運賃、役員(総長を除く。)及び部局長にあつては最上級の直近下位の級の運賃、職員及びその他にあつては最上級の2位下位の級の運賃</li> <li>2 運賃の等級を2階級に区分する航空路による旅行の場合には、役員及び部局長にあつては上級の運賃、職員及びその他にあつては下級の運賃</li> <li>3 運賃の等級を設けない航空路による旅行の場合には、航空機の利用に要する運賃</li> </ol>	現に支払った旅客運賃

備考：1 職員等が私事等で勤務地以外の地に滞在する場合又は職員等以外の者が用務地の近辺に居住地等を有する場合で、その滞在地等から旅行することが勤務地から旅行するよりも合理的かつ経済的な場合は、当該滞在地等から旅行することができるものとする。

2 鉄道賃の項の3による特別車両料金並びに航空賃の項の外国旅行の1及び2に係る職員の運賃については、特にその利用が必要なものとして別に定めるものに限り、部局長と同基準とすることができる。

第2表（内国旅行に係る日当及び宿泊料）

旅費の種類	支給の対象		金額
日 当	旅行中の日数に応じた1日当たりの定額	役員 部局長	3,000円
		職員	2,000円
		その他	1,500円
宿 泊 料	旅行中の夜数に応じた1夜当たりの定額	役員 部局長	14,000円
		職員	12,000円
		その他	8,500円

備考： 職員等以外の者に出張を依頼する場合における日当及び宿泊料の額は、当該職員等ごとに相当する職等の区分による額とする。この場合における相当する職等の区分に関し必要な事項は、別に定める。

第3表（外国旅行に係る日当及び宿泊料）

旅費の種類	支給の対象		金額		
			指定都市	甲地	乙地
日当	旅行中の日数に応じた1日当たりの定額	役員 部局長	8,000円	7,000円	5,000円
		職員	7,000円	6,000円	5,000円
		その他	5,000円	4,000円	3,500円
宿泊料	旅行中の夜数に応じた1夜当たりの定額	役員 部局長	25,000円	21,000円	17,000円
		職員	22,000円	18,000円	15,000円
		その他	16,000円	13,000円	10,000円

- 備考：1 指定都市、甲地及び乙地の区分は、別図1に定めるとおりとする。
- 2 1日の旅行において日当について定額を異にする事由が生じた場合には、額の多い方の定額による日当を支給する。
- 3 航空機、船舶又は列車による移動において機中等での宿泊を伴う場合は、宿泊料は支給しない（列車による移動において寝台料金を必要とした場合を除く。）。この場合における日当は、外国を出発した日及び外国に到着した日を除き本表の規定にかかわらず、第2表による日当の額とする。
- 4 職員等以外の者に出張を依頼する場合における日当及び宿泊料の額は、当該職員等ごとに相当する職等の区分による額とする。この場合における相当する職等の区分に関し必要な事項は、別に定める。
- 5 外国の教育研究機関等に所属する職員等以外の者を日本に招へいする場合（日本に滞在するこれらの者を本学が招へいする場合を含む。）における日当及び宿泊料の額は、当該職員等ごとに相当する職等の区分による乙地の額とすることができる。

第4表（内国における赴任に係る移転料）

旅費の種類	支給の対象		金額					
			100km 未満	100km 以上 300km 未満	300km 以上 500km 未満	500km 以上 1,000km 未満	1,000km 以上 2,000km 未満	2,000km 以上
移転料	赴任に伴う住所又は居所の移転に係る旧居住地から新居住地までの距離に応じた定額	役員 部局長	70,000 円	85,000 円	110,000 円	145,000 円	150,000 円	190,000 円
		職員	60,000 円	75,000 円	90,000 円	125,000 円	130,000 円	160,000 円

備考：旧居住地と新居住地の距離は、旧居住地の鉄道最寄り駅と新居住地の鉄道最寄り駅間の距離とする。

第5表（外国からの赴任に係る移転料）

旅費の種類	支給の対象	金額					
		A 地域	B 地域	C 地域	D 地域	E 地域	F 地域
移転料	赴任に伴う住所又は居所の移転に係る旧居住地の地域区分に応じた定額	100,000 円	150,000 円	210,000 円	230,000 円	250,000 円	270,000 円

備考：各地域の区分は、別図2に定めるとおりとする。

第6表（内国における赴任に係る扶養親族移転料）

旅費の種類	支給の対象		金額
扶養親族移転料	職員等の赴任に伴い、扶養親族が内国において移転する場合、当該職員等に対し支給した移転料の定額（ただし、扶養親族の数に関係なく1回限り）		当該職員等に支給する第4表の移転料の同額
	職員等の赴任に伴い、扶養親族が内国において移転する場合に、当該扶養親族の数及び区分に応じた定額	12歳以上の者	1 当該職員等と同一の旧居住地から新居住地に移転する場合にあつては、当該職員等に支給する交通費の同額並びに日当及び宿泊料の3分2の額を合わせた額 2 1以外の場合にあつては、交通費の実額並びに当該職員等に支給する日当及び宿泊料の3分2に相当する額を合わせた額。ただし、交通費については、1による交通費の額を超えることができない。
		12歳未満6歳以上の者	1 当該職員等と同一の旧居住地から新居住地に移転する場合にあつては、当該職員等に支給する交通費の2分の1に相当する額並びに日当及び宿泊料の3分の1に相当する額を合わせた額 2 1以外の場合にあつては、交通費の実額並びに当該職員等に支給する日当及び宿泊料の3分1に相当する額を合わせた額。ただし、交通費については、1による交通費の額を超えることができない。
		6歳未満の者	当該職員等に支給する日当及び宿泊料の3分1に相当する額。ただし、6歳未満の者を3人以上随伴するときは、2人を超える者ごとに当該職員等に支給する交通費の2分の1に相当する額を加算するものとする。

- 備考：1 扶養親族の移転は、特に必要な場合を除いて、当該職員等の採用等の日から1年以内に完了するものを支給の対象とする。
- 2 金額について、円位未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 3 同表の12歳以上の者及び12歳未満6歳以上の者の区分ごとの1並びに6歳未満の者の区分の交通費における航空賃については実額によることができるものとする。

第7表 (外国からの赴任に係る扶養親族移転料)

旅費の 種 類	支 給 の 対 象		金 額
扶養 親族 移転料	職員等の赴任に伴い、扶養親族が外国から移転する場合に、当該職員等に対し支給した移転料の定額（ただし、扶養親族の数に関係なく1回限り）		当該職員等に支給する第5表の移転料の同額
	職員等の赴任に伴い、扶養親族が外国から移転する場合に、当該扶養親族の数及び区分に応じた定額	12歳以上の者	1 当該職員等と同一の旧居住地から新居住地に移転する場合にあっては、当該職員等に支給する交通費の同額並びに日当及び宿泊料の $\frac{3}{2}$ の額を合わせた額 2 1以外の場合にあっては、交通費の実額並びに当該職員等に支給する日当及び宿泊料の $\frac{3}{2}$ に相当する額を合わせた額。ただし、交通費については、1による交通費の額を超えることができない。
		12歳未満の者	1 当該職員等と同一の旧居住地から新居住地に移転する場合にあっては、当該職員等に支給する交通費の $\frac{2}{1}$ に相当する額並びに日当及び宿泊料の $\frac{3}{1}$ に相当する額を合わせた額 2 1以外の場合にあっては、交通費の実額並びに当該職員等に支給する日当及び宿泊料の $\frac{3}{1}$ に相当する額を合わせた額。ただし、交通費については、1による交通費の額を超えることができない。

- 備 考： 1 扶養親族の移転は、特に必要な場合を除いて、当該職員等の採用等の日から1年以内に完了するものを支給の対象とする。  
 2 金額について、円位未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。  
 3 同表の各年齢区分ごとの1の交通費における航空賃については実額によることができるものとする。

第8表（旅行雑費）

旅費の種類	支給の対象	金額
旅行雑費	外国への出張又は外国からの出張等に係る次の料金等 空港使用料 旅券交付手数料 査証手数料（その取得に係る旅行代理店の手数料を含む。） 予防注射料 入出国税の額	実費額